

議案第 5 7 号

岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年岩倉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「に掲げる事務」を「に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる実施機関が行う同表の中欄に掲げる事務、実施機関が行う特定個人番号利用事務並びに実施機関が第4項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務」に改め、同条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 実施機関は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

第5条の見出しを「(規則への委任)」に改める。

別表第1の8の項中「別表第3」を「別表第2及び別表第3」に改め、同項を同表の9の項とし、同表の7の項の次に次の1項を加える。

8 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第1に次の1項を加える。

10 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
----------	---

別表第2の4の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の4の項を同表の7の項とし、同表の3の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の3の項を同表の6の項とし、同表の2の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の2の項を同表の4の項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 市長	日本国民に対する生活保護の実施の取扱いに準じて行う外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
------	---	--

別表第2の1の項特定個人情報の欄中「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）」を「住民票関係情報」に改め、同欄に次の1号を加える。

(3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の1の項を同表の2の項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 市長	岩倉市障害者医療費支給条例による障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
------	---	---

別表第2の2の項の前に次の1項を加える。

1 市長	岩倉市子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
------	---	--

別表第2に次の1項を加える。

8 教育委員会	経済的理由によって就学が困難な児童又は生	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	----------------------	----------------------

	徒の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	
--	---------------------------------	--

別表第3を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	経済的理由によって就学が困難な児童又は生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

